

令和六年一月二十五日（号外第十八号）公布内閣府・厚生労働省令第三号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令）（原稿誤り）

五五 改正後欄 自立生活援助 共同生活援助

五九 " 一三 第百六十二の三 第百六十二条の三

六〇 " 終りからの十、第二百十三条、第二百十三条の十

六六 改正後欄 第三十条から第三十条、第二十九条、第三十条第四項

九三ページ改正後欄一三行目から二〇行目までは次のとおり誤り。

第六十一条の四 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 管理者 一

二 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

2] 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3] 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4] 第一項第二号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

同日（同号外）公布厚生労働省令第十七号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令）（原稿誤り）

二二五 改正後欄 意思決定 意思決定の終りから八